

ご加入者・ドライバーの経済的負担を補償します

NEW 自動車事故費用共済

すべて

共済金は、共済契約者にお支払いします。

補償内容

[相手側]の場合	死傷者が…	[契約者側]の場合
共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300万円 までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金 30万円 (一時金として支給)	死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき (1事故につき)	300万円
12~300万円 但し、等級別共済金額までの契約者の経済的負担額の実費を支給	後遺障害共済金 事故の日から180日以内に(後遺障害別等級表による)	12~300万円
右記の日額により、 合計 300万円 までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金 30,000円 (一時金として支給) (3日以上通院または入院で、1事故につき)	入通院共済金 365日分または300万円限度	(1人あたり) 入院(日額) 4,500円 通院(日額) 2,250円 (1日あたり18,000円限度)

対物事故共済金特約

契約者側に過失がある事故で、他人の車両や財物を破損・汚損させたため、契約者に2万円以上の経済的負担が生じたとき

特約掛金
プラス 1,000円

30,000円

(共済責任期間内に1回のみ)

+ 見舞金は「対物事故共済金特約」に自動付帯しています。

車両損害見舞金

30,000円

主契約の共済金が支払われる場合で
契約車両に2万円以上の損害が生じたとき
(共済責任期間内に1回のみ)

ロードサービス見舞金

4,000円

契約車両が事故または故障で
ロードサービスを利用したとき
(共済責任期間内に1回のみ)

もし“事故を起したら”...

交通事故に関わる
思わぬ出費を補う
新しいタイプの
共済制度です

共済金はこんな時お支払いします

お支払の事例...



歩行者をはねて死亡事故を起こした場合

- 相手方の歩行者が死亡した。

死亡事故共済金 300 万円 (死亡臨時費用共済金 30 万円を含みます。) を、お支払いの限度として、契約者が実際に負担した金額を契約者にお支払いいたします。

出合い頭の事故を起こした場合

- 相手側 1 名が 20 日実通院した。
- 契約者側 1 名が 20 日実通院した。
- 相手側の車両に 20,000 円以上の損害があった。
- 契約車両に 20,000 円以上の損害があった。
- 契約車両がロードサービスを利用した。



- ①(相手側) 2,250 円 × 20 日 = 45,000 円
45,000 円をお支払い限度として、契約者が負担した実費をお支払いいたします。
- ②(契約者側) 2,250 円 × 20 日 = 45,000 円 (定額払い。)
- ③(対物) 30,000 円 (定額払い。)
- ④(車両) 30,000 円 (定額払い。)
- ⑤(ロードサービス) 4,000 円 (定額払い。)

109,000 円 (②+③+④+⑤(定額払い。)) + **45,000 円** (①) をお支払い限度として、契約者が負担した実費を契約者にお支払いいたします。

自損事故を起こした場合

- 電柱に衝突し、自分と同乗者がそれぞれ 30 日入院と 10 日通院した。
- 電柱に 20,000 円以上の損害があった。
- 契約車両に 20,000 円以上の損害があった。
- 契約車両がロードサービスを利用した。



- ①(入院) 4,500 円 × 30 日 × 2 名 = 270,000 円
- ②(通院) 2,250 円 × 10 日 × 2 名 = 45,000 円
- ③(対物) 30,000 円
- ④(車両) 30,000 円
- ⑤(ロードサービス) 4,000 円

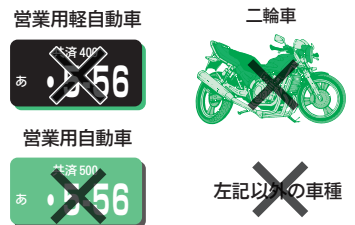
合計 379,000 円 (①+②+③+④+⑤) を契約者にお支払いいたします。

車種別共済掛金 (対物共済金特約付) 主契約 (基本掛金) のみの選択もできます。

車種	ナンバー	年払掛金 (基本掛金 + 対物特約掛金)
1. 自家用乗用自動車	52~500~33~300~	10,000 円 (9,000 円 + 1,000 円)
2. 自家用軽乗用自動車	50・51・580~	5,500 円 (4,500 円 + 1,000 円)
3. 自家用普通貨物自動車 (2t 超)	1・11・100~・22	17,500 円 (16,500 円 + 1,000 円)
4. 自家用普通貨物自動車 (2t 以下)	1・11・100~	14,500 円 (13,500 円 + 1,000 円)
5. 自家用小型貨物自動車	44~400~	10,000 円 (9,000 円 + 1,000 円)
6. 自家用軽貨物自動車	40・41・480~	5,500 円 (4,500 円 + 1,000 円)

※車両一台につき 1 口 (共済金額 300 万円) が加入の限度です。 ※営業車両、ダンプカー・工作車両は、ご加入できません。

ご契約できない車両



■お申込み手続きは簡単です

ご加入の申込は、所定の申込書にお車のナンバー等の必要事項をご記入、ご捺印の上取扱代理所へお申し込み下さい。

■補償開始はお申込日 (掛金払込日) の翌日午前 0 時からです

共済始期は翌月 1 日となりますが、補償の開始は、お申込日の翌日午前 0 時からです。

■クーリングオフについて

クーリングオフ (ご契約のお申込の撤回) は、共済期間が 1 年以下のものに関しては対象外となります。自動車事故費用共済は、共済期間が 1 年となっておりクーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。

取扱代理所

●お問い合わせ・お申込み先

静岡県火災共済協同組合

〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 (静岡県産業経済会館 7 階)

TEL 054-254-9161 FAX 054-271-0420